

誓約書についてよくある質問集 (FAQ)

Q1：当方が提出対象の事業者なのかどうか分からない。対象かどうか事業者を例示してほしい。

A1：対象は本学と取引を行うすべての事業者です。なお、除外対象とする事業者の具体例は下表のとおりです。貴法人が対象か対象外かご不明な場合は、下記連絡先にお問い合わせください。

除外対象	具体例	例外（徴取対象）
①国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関及び学校法人	学会（学会名鑑掲載）は除外とする。 会費等の支払先の一般財団法人、一般社団法人、公益社団法人、公益財団法人	物品、役務の提供の対価の支払先
②国際組織、外国企業等	支払の際に外国送金が必要な取引先	
③電気・ガス・水道・通信・郵便等公共料金事業者	関西電力、大阪ガス、NTT およびその関連事業者、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、彦根市、日本郵政	LP ガス業者は徴取対象とする 通信プロバイダ等は徴取対象 宅配便事業者等は徴取対象
④監査法人、国家資格を得た者が属する事務所・法人、産業医等	会計監査法人、弁護士・特許・税理士・司法書士・行政書士・社会保険労務士事務所、産業医	
⑤営利目的（商取引・反復継続）としての相手方ではない個人	非常勤講師、外部講師、臨時雇用での被雇用者 委員会等学外委員等	翻訳・デザインの報酬支払対象者は徴取対象とする。
⑥その他、本件対象になじまない業種・取引等	実習等謝礼の支払い先（病院、助産院等）	

Q2：誓約書の署名・捺印者は代表者（社長等）でなければならないのか。

A2：誓約書の内容に責任を持てる役職の方（支店長、経理担当責任者等）によるご署名・ご捺印をいただければ結構です。

Q3：誓約書の有効期限はいつまでか。

A3：初回の提出から5年以内をめぐりに再度提出していただくことを検討しております。その時は改めて依頼をいたします。

Q4：最近滋賀県立大学との取引がないが、次回取引時に提出しても問題ないか。

A4：平成27年度（平成27年4月1日以降）に取引がない場合は、次回取引時に提出いただければ問題ございません。その場合は、お手数ですが下記までご一報いただけますと幸いです。

問い合わせ・提出先

事務局 財務グループ

電話 0749-28-8213

FAX 0749-28-8471

E-mail keiri@office.usp.ac.jp